

インドの外国直接投資規制

琴 浦 諒*

1. 外国直接投資規制の概要

(1) 規制の枠組み

インド非居住者が、①新規にインド内国会社を設立して新株の発行を受け、または②既存株式の譲渡による取得であると新株発行による取得であるとを問わず、既存のインド内国会社の株式を取得する行為は、いずれもインドの外為法である1999年外国為替管理法 (Foreign Exchange Management Act, 1999 (FEMA)) (以下「インド外国為替管理法」という。) 上、外国直接投資 (Foreign Direct Investment (FDI)) に該当し、同法に基づく外資規制を受ける。

外国直接投資は、インド外国為替管理法の施行規則の1つである、「2000年非居住者による有価証券の移転または発行に関する外国為替管理規則 (Foreign Exchange Management (Transfer or Issue of Security by a Person Resident Outside India) Regulations, 2000)」(以下「2000年外為規則」という。) によって規制されている。

2000年外為規則は、4条において、インド内国会社がインド非居住者に対して株式その他の有価証券を発行し、またはインド非居住者がインド内国会社の株式を取得することを原則として禁止している。もっとも、同時に同規則5条は、上記原則に対する例外として、同規則別紙1 (Schedule 1) に列挙された事業分野や業種等の要件をみたすインド内国会社については、インド非居住者に対して株式その他の有価証券を発行することを認めて

いる。そのため、日本企業を含むインド非居住者は、同規則5条に基づき、上記例外要件をみたすことで、インド内国会社に外国直接投資を行うことができる。

ところで、2000年外為規則別紙1は、その別添 (Annex) 1および2において、外国直接投資が禁止され、または認められる事業分野、および認められる場合に自動承認の対象となる事業分野について、多数の具体的な項目を列挙している。しかしながら、別紙1の2項は、同時に、別添1および2に列挙されている事業分野は、インド政府商工省 (Ministry of Commerce and Industry (MCI)) の通達により、時宜に応じて変更されるとも規定している。

1999年以降、インドにおける外国直接投資の対象となる事業分野については、毎年多数の通達 (特に「プレスノート (press note)」と呼ばれる通達) が発行されており⁽¹⁾、また2010年4月以降は、「統合版FDIポリシー (Consolidated FDI Policy)」と呼ばれる、当該時点でのインドの外国直接投資規制をとりまとめた通達が年に数回 (2011年までは4月と10月の年2回、2012年以降は年1回4月のみ。) 発行されている。

その結果、2013年7月現在の規制内容は、2000年外為規則別紙に規定されている内容から、実質的に大幅に変更されるに至っており、今日では、同別紙の規定は事実上意味を有しておらず、実質的にインド政府商工省の産業政策促進局 (Department of Industrial Policy and Promotion (DIPP)) が発行する統合版FDIポリシーやプレスノートがインドにおける外国直接投資に関する事業分野、投資方法、投資上限などの規制を定めているとい

* ことうら りょう

弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所

う状況となっている。

したがって、今日においては、ある時点におけるインドの外国直接投資規制の内容は、当該時点での最新の統合版FDIポリシーおよび当該最新の統合版FDIポリシー発行以降に発行されたプレスノートを参照することにより、把握できることとなる。

(2) 自動ルートと政府ルート

2013年7月現在の最新の統合版FDIポリシーは、2013年4月5日に発行された版である（以下「2013年版FDIポリシーという」⁽²⁾）。

2013年版FDIポリシー上、インド内国会社への外国直接投資は、個別に外国直接投資が規制されている業種または分野を除いては、全て自動ルートにより最大100%まで外国直接投資を行うことができる旨が規定されている（6.2項）。

「自動ルート（Automatic Route）」とは、インド政府の事前承認なくしてインド準備銀行（Reserve Bank of India）⁽³⁾ に対する事後報告のみで外国直接投資を行う場合の投資方法の呼称をいう。

他方で、複数ブランドの小売事業等、一定の事業については、外国直接投資にあたって事前の政府承認が必要とされており、こちらは「政府ルート（Government Route）」と呼ばれている。政府ルートにおいて、外国直接投資の承認申請は、原則としてインド政府金融省（Ministry of Finance（MOF））のインド外国投資促進委員会（Foreign Investment Promotion Board（FIPB））に対して行うこととなる。ただし、合計で120億ルピーを上回る外国直接投資が提案されている場合、インド外国投資促進委員会に加えて、内閣経済対策委員会（Cabinet Committee on Economic Affairs（CCEA））の審議を受けることが必要となる。

上記自動ルートの原則から、日本企業を含むインド非居住者は、インド政府が個別に外国直接投資を規制している業種または分野の事業を営んでいるインド内国会社に対する投資を除き、100%まで自動ルートすなわちインド準備銀行に対する事後報告のみで、外国直接投資を行うことができることになる⁽⁴⁾。

(3) 投資規制業種

2013年版FDIポリシー上の投資全面禁止業種としては、宝くじ事業、不動産事業、原子力事業等が挙げられる。

また、政府ルートの対象業種の例としては、単独または複数ブランドの小売事業や既存の製薬会社に対する投資などが挙げられる。また、自動ルートの投資上限と政府ルートの投資上限が別途に規定されている業種もあり、このような業種の例としては、通信サービス事業（上限74%まで）などが挙げられる。

他方で、インドに進出する多くの日本企業が営んでいる自動車やその部品類の製造・販売業や、電気機器の製造・販売業などは、外国直接投資規制業種としては指定されておらず、したがって100%まで自動ルートで外国直接投資が可能である。

2013年版FDIポリシー上の投資全面禁止業種については別表1を、また同ポリシー上、投資につき一定の制限がある業種については別表2を参照されたい。

(4) 外資優遇措置の不存在

インドには、外資、すなわちインド非居住者の資本による投資、を優遇する措置は存在しない。そのため、投資者がインド非居住者であることのみをもって、優遇措置が与えられるということはない。

一方、インド内国資本、外国資本であると問わず、「外貨を稼ぐ企業に対する優遇措置」は存在する。比較的よく知られているものとしては、特別経済区域（Special Economic Zone（SEZ））と呼ばれる投資優遇区域の設定、各種技術パーク（Technology Park）の設定、輸出志向企業（Export Oriented Unit）の認定、関税減免措置等が挙げられる。

一般に、日本企業がインドに外国直接投資を行う場合、インドに海外輸出拠点を持つ目的であることは少なく、日本で製造した製品をインド国内で販売する目的であったり、インド国内で製造し

た製品をインド国内で販売する目的であることが通常である。これらは、インドに外貨をもたらすものではなく、むしろインドから外貨を流出させ、あるいはインド国内での消費のみを促すものであることから、多くの日本企業は、上記優遇措置の適用対象とはならないと考えられる。

2. 間接的な外国直接投資(ダウンストリーム・インベストメント)に対する規制

(1) 規制の趣旨

たとえば、日本企業のインド現地子会社が、他のインド企業の株式を取得する場合など、インド非居住者が、直接ではなく、インド国内の現地法人や合弁会社を通じて他のインド内国会社の株式を取得する場合、当該投資は、インド外国為替管理法上、間接的な外国直接投資(ダウンストリーム・インベストメント(downstream investment))として扱われる。

ダウンストリーム・インベストメント規制の趣旨は、「形式的にはインド居住者であるものの、実質的にはインド非居住者である者による投資」に対して、外国直接投資規制と同等の規制を及ぼす点にある。

インド外国為替管理法上、インド国内で設立、登記されたインド内国会社は、原則としてインド居住者として扱われる。そのため、インド非居住者の完全子会社である現地法人など、インド非居住者が全株式を保有している場合であっても、当該インド内国会社自体はインド居住者となる。

しかしながら、インド非居住者に株式の過半数を保有されているインド内国会社については、資金面でも会社のコントロール面でも、実質的にはインド非居住者と同視できるため、そのような法人による投資は、外国直接投資規制の観点から規制する必要があると考えられる。もしインド非居住者が現地法人(合弁会社)を設立し、その現地法人(合弁会社)を通じて投資するのであれば外国直接投資規制が適用されないということになってしまうと、外国直接投資規制自体が骨抜きになってしまうおそれがあるためである。

そこで、このようなインド非居住者による、イ

ンド国内の現地法人や合弁会社を通じた投資については、実質的に外国直接投資規制と同等の規制を及ぼすべく、インド外国為替管理法上、ダウンストリーム・インベストメント規制が適用される⁽⁵⁾。

(2) 規制の概要

2013年版FDIポリシー3.10.4.1項は、ダウンストリーム・インベストメントに対する規制の基本原則として、「居住事業体により所有および/または支配されていないインド内国会社による他のインド内国会社へダウンストリーム・インベストメントは、後者のインド内国会社が事業を営む産業分野に係る参入ルート、条件制限および上限に関する分野別条件に従わなければならない」旨を規定している。

これは、「居住事業体により所有および/または支配されていないインド内国会社」(=インド非居住者によって所有または支配されているインド内国会社)によるダウンストリーム・インベストメントは、インド非居住者による外国直接投資規制と同様の規制に服するとの原則を規定するものである。

この原則により、たとえば日本企業の100%現地法人は、外国直接投資規制上禁止されている業種である不動産事業に投資を行うことは認められない。

ここで、「居住事業体により所有」とは、50%超の資本(equity interest)が実質的にインド居住事業体により所有されていることをいい、また、「居住事業体により支配」とは、インド居住事業体が取締役の過半数を任命できる力(power)を保有していることをいう。後者については、典型的には、合弁契約や株主間契約により、インド非居住者が(保有株式数にかかわらず)過半数の取締役の選任指名権限を保有している場合がこれにあたる。

その他、ダウンストリーム・インベストメントについては、①インド当局への通知義務、②投資対象の会社において投資を受け入れることについての決議を受けていること、③株式譲渡および新株発行に関する価格が、下記3で述べる価格規制

に服すること、④投資に必要な資金を外国から調達していること等の条件が課せられる。

(3) ダウンストリーム・インベストメントにおける外資比率の計算方法

ダウンストリーム・インベストメントにおける投資対象の会社（以下「再投資対象会社X」という）の外資比率は、ダウンストリーム・インベストメントを行う会社（以下「再投資会社A」という。）が「居住事業体により所有および/または支配」されているかどうかにより、オールオアナッシング的に計算される。ただし、例外的に、再投資対象会社Xが再投資会社Aの100%子会社となるような投資においては、再投資対象会社Xの外資比率は再投資会社Aと同一とみなされる。

たとえば、再投資会社Aの外資比率が40%である場合、再投資会社Aによる再投資対象会社Xに対する70%の投資は、一切外国投資とは見なされない（したがって、再投資対象会社Xの外資比率は0%となる）。他方で、再投資会社Aの外資比率が60%である場合、再投資会社Aによる再投資対象会社Xに対する70%の投資は、全て外国投資とみなされる（したがって、再投資対象会社Xの外資比率は70%となる）。

前者のケースで、再投資対象会社Xの外資比率は40%×70%の28%、後者のケースで、再投資対象会社Xの外資比率は60%×70%の42%といった考え方は採らないということである。

なお、100%子会社の場合の例外により、再投資会社Aの外資比率が60%である場合で、再投資会社Aによる再投資対象会社Xに対する投資が100%である場合には、再投資対象会社Xの外資比率は60%として計算される。

3. 株式譲渡および新株発行に関する価格規制

(1) 規制の概要

インド外国為替管理法上の外国直接投資規制の一環として、日本企業によるインド内国会社への外国直接投資のあらゆる場面で問題となりうる規制が、株式譲渡および新株発行に関する価格規制である。

インド外国為替管理法上、日本企業を含むインド非居住者が、①インド内国会社の既存株式をインド居住者から購入し、またはインド居住者に譲渡する場合や、②インド内国会社から新株発行を受ける場合、購入・譲渡価格や発行価格を完全に自由に合意することはできず、「価格ガイドライン（pricing guideline）」と呼ばれるガイドラインに基づく価格規制が課せられる。

価格ガイドライン上、株式譲渡および新株発行に関する価格規制は、

- ①インド居住者がインド非居住者に対してインド内国会社の既存株式を譲渡する場合、およびインド内国会社がインド非居住者に対して新株を発行する場合（内→外の取引）と、
- ②インド非居住者がインド居住者に対して既存株式を譲渡する場合（外→内の取引）とで、同一の価格を基準として、常にインド居住者側に有利な規制内容となっている。

具体的には、

- (a) 上場株式の場合、インド証券取引委員会（SEBI）ガイドラインに従って行われる株式の優先割当の割当価格
- (b) 非上場株式の場合、SEBIの登録を受けているカテゴリー1のマーチャントバンカーまたは勅許会計士が、DCF評価法（discount cash flow method）に基づいて決定する株式の公正な評価額（fair value）

を、それぞれ基準として、上記①の場合（インド居住者からインド非居住者への譲渡または株式発行）、基準価格以上の価格で株式が譲渡または発行されなければならない、②の場合（インド非居住者からインド居住者への譲渡）、基準価格以下の価格で株式が譲渡されなければならないとされている。

ここで、上記（a）の上場株式の場合の「インド証券取引委員会（SEBI）ガイドラインに従って行われる株式の優先割当の割当価格」とは、以下のいずれかの価格のうちいずれか高い方を下回らない価格をいう。

- (i) 基準日から起算して過去6ヶ月の株価の終値の週毎の最高値及び最安値の平均

(ii) 基準日から起算して過去2週間の株価の終値の週毎の最高値及び最安値の平均

なお、上記において、「基準日」とは、新株発行の場合には当該新株発行を決議する株主総会（または場合により取締役会）の日から30日前を意味する⁽⁶⁾。また、既存株式の譲渡の場合には、当該株式譲渡が実行される日（＝株式譲渡契約のクロージング日）を意味すると一般に解されている。

(2) 実務上問題となりうる場面

上記の株式譲渡および新株発行に関する価格規制は、まず日本企業によるインド企業の株式取得の場面（入口の場面）において問題となりえる。もっとも、日本企業がインド企業の株式を取得する場面においては、既存株式の譲渡、新株発行のいずれの場合も、株式の評価額に一定のプレミアム（コントロールプレミアム等、本来の株式価値の3~4割増から、場合によっては倍額程度）が加算された価格で取引されることが多いため、実際に価格規制が取引の障害となることはあまりないと思われる。

むしろ、日本企業がインド企業に出資し、または買収する際、株式取得・譲渡価格規制が深刻な問題となることが多いのは株式売却の場面（出口の場面）である。

一例として、日本企業がインド企業に出資する際、株式を1株100ルピーで購入したとして、合弁契約または株主間契約において、「購入価格と同額でのプットオプション条項（日本企業がインド側に強制的に売却できる条項）」を合意していたとしても、出資後に当該出資先のインド企業の株式の基準価格が70ルピーに下がってしまった場合、合意どおり100ルピーで売却することは、価格ガイドラインひいてはインド外国為替管理法への違反となってしまふ。

そのため、既存のインド企業に出資し、または買収する際には、株式購入（新株引受）の場面（＝入口の場面）はもちろん、株式を売却する場面（出口の場面）についても、上記価格規制に留意する必要がある。

(3) 必要な手続

インド非居住者による株式取得または売却の場面において、株式譲渡および新株発行に関する価格規制の遵守を証明する書類として、「SEBIの登録を受けているカテゴリ-1のマーチャントバンカーまたは勅許会計士が、DCF評価法に基づいて決定する株式の公正な評価額」が記載された証明書を、下記4で述べる事後報告書類に添付し、銀行を通じてインド準備銀行に提出する必要がある。

なお、従前は、新会社（当然非上場）設立による新株発行の場面においても、上記の公正評価額の証明書が必要とされるかどうかが法令および通達上明確でなく、アドバイザーによっては「新会社設立の場合でも証明書は必要」と述べる者も少なくなかった。しかしながら、新会社設立の場面では、既存の事業それ自体が存在せず、また通常新株は全て額面で引き受けられることから、あえて公正な評価額が記載された証明書を要求する意味はないと考えられる。

そのため、インド準備銀行は、2012年9月26日に発行した通達（RBI/2012-13/223 A. P. (DIR Series) Circular No. 36）⁽⁷⁾において、新会社設立に伴う新株発行であり、かつ新株が額面で引き受けられる場合には、公正な評価額が記載された証明書は不要である旨を明確にした。

4. 事後報告制度

(1) 規制の概要

インド外国為替管理法上、自動ルートであると政府ルートであると問わず、外国直接投資が行われた場合、当該投資の日（インド内国会社のインド国内の銀行口座への入金日）から一定期間内に、AD Category-I Bankと呼ばれる銀行（外為取引の認可を受けた銀行）を通じて、事後報告書をインド準備銀行に提出する必要がある。報告義務者は、いずれもインド居住者側である。

具体的には、インド非居住者が、新株発行によりインド内国会社の株式を取得した場合、当該インド内国会社は、新株発行が行われた日から30日以内に、フォームFC-GPRと呼ばれる書式により、

銀行を通じて、当該インド内国会社の登記上の住所を管轄するインド準備銀行の地方局に対して、事後届出を行う必要がある。

また、インド非居住者が、インド居住者からインド内国会社の既存株式を取得した場合、またはインド居住者に対して既存株式を譲渡した場合、株式を譲渡または取得したインド居住者は、株式譲渡が行われた日から60日以内に、フォームFC-TRSと呼ばれる書式により、銀行を通じて、当該インド内国会社の登記上の住所を管轄するインド準備銀行の地方局に対して、事後届出を行う必要がある。

これらの事後届出の際には、いくつかの書類の添付が要求されており、そのうちの1つが上記3 (3) で述べた、「SEBIの登録を受けているカテゴリー1のマーチャントバンカーまたは勅許会計士が、DCF評価法に基づいて決定する株式の公正な評価額」が記載された証明書である。

(2) 実務上の留意点

上述のとおり、既存株式の譲渡の場合、フォームFC-TRSの提出期限は株式譲渡が行われた日から60日以内とされているが、インド準備銀行による通達により、対象会社が当該株式譲渡に伴う株主名簿の書き換えを行うためには、対象会社において、銀行による送金受領確認が押印されたフォームFC-TRSの写しを受領することが必要とされている。一般の株式譲渡取引では、買主は代金支払および株式取得と同時に株主名簿の書き換えを求

めることが通常であるため、実務上は、フォームFC-TRSのドラフトを事前に準備しておいた上で、株式譲渡のクロージング日と同日に、銀行を通じてインド準備銀行に提出することが広く行われている。

また、フォームFC-TRS（あるいはフォームFC-GPR）には、取得する株式の確定的な対価が記載されている必要があり、したがって当該対価が全額クロージング日時点で支払われている必要があることから、一般的なクロスボーダーM&Aで採用されることが多い、クロージング日以降の価格調整条項やアーンアウト条項等は機能しない。そのため、インドにおいて株式取得によるM&A取引を行う場合、対価の決定方法のみならず、対価の支払い方法についても制約が課せられる（クロージング日一括支払以外の選択肢は、事実上採用できない）という点に留意が必要である。

以上

別表1 外国直接投資が全面的に禁止されている業種

<ul style="list-style-type: none"> ・宝くじ事業（政府/民間の宝くじ、オンライン宝くじ等を含む） ・賭博（カジノ等を含む） ・チットファンド（chit fund）⁽⁸⁾ ・ニディカンパニー（Nidhi Company）⁽⁹⁾ ・譲渡可能な開発権（Transferable Development Rights (TDR)）⁽¹⁰⁾の取引業 ・不動産事業または農場（Farm Houses）の建設 ・葉巻や煙草の製造 ・民間部門による投資に開放されていない活動/産業分野（原子力および（大量高速輸送システム以外の）鉄道輸送等）
--

別表2 外国直接投資に一定の制限がある業種

※ 投資上限が100%かつ自動ルートであるにもかかわらず、本表に列挙されている事業は、一定額以上の投資が要求されたり、事前の規制当局の許認可が必要など、外国直接投資に一定の制限が課せられている業種である。

業 種	投資上限	投資ルート
農業		
・農業および畜産業	100%	自動
・紅茶農園事業	100%	政府
鉱業		
・金属及び非金属鉱石の採掘及び調査採掘事業	100%	自動
・石炭及び褐炭事業	100%	自動
・石炭加工プラント事業	100%	自動
・チタニウム鉱物及び鉱石の採掘及び鉱物分離等の事業	100%	政府
・石油及び天然ガス事業	100%	自動
・国営企業による石油精製業	49%	政府

業 種	投資上限	投資ルート
製造業 ・ 零細・小規模企業の製造に留保されている品目の製造業 ・ 防衛産業	100% 26%	24%まで自動、24%超政府 政府
放送事業 ・ 通信キャリアサービス（デジタル化に向けたネットワークおよび アドレスビリティのアップグレードを請け負わないケーブル・ネッ トワーク事業を除く） ・ デジタル化に向けたネットワークおよびアドレスビリティのアップ グレードを請け負わないケーブル・ネットワーク事業 ・ FMラジオ事業 ・ 「ニュースと時事問題」を扱うテレビチャンネルのアップリンク 事業 ・ 「ニュースと時事問題」以外を扱うテレビチャンネルのアップリンク 事業およびテレビチャンネルのダウンリンク事業	74% 49% 26% 26% 100%	49%まで自動、49%超74%まで政府 自動 政府 政府 政府
アップリンクやハブ等の機械設備の設置事業 ・ アップリンク、ハブ/テレポートの設置事業 ・ ニュースと時事問題以外を扱うテレビチャンネルのアップリンク 事業 ・ ニュースと時事問題を扱うテレビチャンネルのアップリンク事 業	49% 100% 26%	政府 政府 政府
ニュースおよび時事を扱う新聞・定期刊行物、または外国雑誌のイン ド版の出版業	26%	政府
科学技術関連の雑誌/専門雑誌/定期刊行物の出版印刷業	100%	政府
外国新聞のファクシミリ版の出版業	100%	政府
空港事業 ・ 新規プロジェクト ・ 既存のプロジェクト	100% 100%	自動 74%まで自動、74%超政府
航空輸送サービス事業 ・ 定期航空輸送サービス事業/国内定期旅客航空事業 ・ 不定期航空輸送サービス事業 ・ 民間航空総局（DGCA）の承認を要するヘリコプターサービス/水上 飛行機サービス	49% 74% 100%	49%まで自動、49%超74%まで政府 自動 自動
民間航空分野のその他のサービス ・ 地上業務取扱サービス事業 ・ メンテナンスおよび修理機関、飛行訓練機関ならびに技術訓練機関	74% 100%	49%まで自動、49%超74%まで政府 自動
郵便以外のクーリエサービス事業	100%	政府
タウンシップ、住宅、ビルトアップ・インフラストラクチャーの建設・ 開発事業	100%	自動
新規および既存の工業団地事業	100%	自動
衛星設備の設置および運営事業	74%	政府
民間セキュリティー会社事業	49%	政府
通信サービス事業	74%	49%まで自動、49%超74%まで政府
インターネットサービスプロバイダ事業、無線呼出事業、エンドトゥ エンド帯域事業	74%	49%まで自動、49%超74%まで政府
ダークファイバー、電線塔等の供給事業、電子メール事業、ボイスメ ール事業	100%	49%まで自動、49%超74%まで政府
キャッシュアンドキャリー卸売業/卸売業	100%	自動
電子商取引事業（小売を除く）	100%	自動
製造認可取得済み品目の試験販売業	100%	政府
単独ブランド小売業	100%	政府
複数ブランド小売業	51%	政府
資産管理会社	74%	政府
民間銀行事業	74%	49%まで自動、49%超74%まで政府 非居住者1人あたりの投資上限は5%
公的銀行事業	20%	政府
商品取引所事業	49%	政府
信用情報会社（CIC）事業	49%	政府

業 種	投資上限	投資ルート
証券市場におけるインフラ会社事業（証券取引所、預託機関および決済機構等）	49%	政府
保険事業	26%	自動
ノンバンク金融会社（NBFC）事業	100%	自動
製菓業 ・新設会社 ・既存会社	100% 100%	自動 政府
電力取引所事業	49%	政府

[注]

- (1) これまでにインド政府商工省により発行された統合版 FDIポリシー、プレスノートその他の通達は、全てインド政府商工省のウェブサイト（HYPERLINK “http://dipp.nic.in/English/acts_rules/Press_Notes.aspx” http://dipp.nic.in/English/acts_rules/Press_Notes.aspx）で閲覧することができる。
- (2) 原文は、下記インド商工省のウェブサイトにて参照可能。
http://dipp.nic.in/English/Policies/FDI_Circular_01_2013.pdf
なお、全文の日本語訳が、筆者の所属するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の下記ウェブサイトにて参照可能である。
http://www.amt-law.com/pdf/bulletins11_pdf/India_20130522_1.pdf
- (3) インドの中央銀行であり、日本の日本銀行に相当する。
- (4) このようなインド外国為替管理法上の自動ルートによる投資承認の原則は、日本の外国為替および外国貿易法上、対内直接投資案件は、一定の事前届出案件を除いては全て日本銀行を通じた事後報告で足りるとされていることに類似する。
- (5) なお、日本の場合、このような非居住者に株式議決権の過半数を直接または間接に保有されている会社は、外資規制の対象となる「外国投資家」に該当し、法律上、外国直接投資規制の直接の対象となる（外国為替及び外国貿易法26条1項）。この点、インド法では、インド国内で設立、登記されたインド内国会社は、あくまでインド居住者と扱われることを前提に、ダウンストリーム・インベストメント規制という特殊な規制の枠組みを利用して実質的に外国直接投資規制と同等の規制を及ぼしている点が、日本と対照的である。
- (6) 2013年7月現在、新株発行の場面での「基準日」の改正が検討されており、「株主総会（または場合により取締役会）の日から30日前」ではなく、「（株主総会の授権を受けて）新株発行に関する取締役会決議が行われた日」それ自体を基準日とすることが検討されている。

- (7) 下記インド準備銀行のウェブサイトにて参照可能。
<http://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/AP36FDI092612.pdf>
- (8) 一定数の個人が契約により出資し、集まった出資金を抽選等により賞金として分配するファンドをいう。日本法上の無尽に類似する。
- (9) インド会社法上の互助金融会社をいう
- (10) 2013年版FDIポリシーの2. 1. 39項により、「中央政府または州政府が、公共目的のために取得した土地の区分に関し、金銭補償なしに所有者が行う土地の明渡しの際として発行する証明書（certificates）であって、その一部または全部が譲渡可能なものをいう」と定義されている。